

健康増進法施工への対応に関するお知らせ

平素よりホテルニューオータニ鳥取をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年4月1日より「健康増進法」の全面施行に伴う禁煙対応に関しまして、以下の

通りご案内申し上げます。

何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ・13階ベルビューに喫煙専用室を設置します。（営業時間内のご利用）
- ・3階に屋外喫煙室を設置します。（現在工事中につき、鶴の間のお客様はアクティビル1階に喫煙所を設置しておりますのでご利用くださいませ。）
- ・2階に屋外喫煙所を設置しています。
- ・1階に屋外喫煙所を設置しています。
- ・地下1階に17：30～20：00まで屋外喫煙所を設置しています。
- ・館内の宴会場（控室・前室を含む）を4月1日より全面禁煙といたします。